

令和2年度第1回
東京都景観審議会歴史景観部会議事録

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

令和2年度第1回東京都景観審議会歴史景観部会議事録

I 日 時

令和2年12月15日（火） 10：30～11：30

II 場 所

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

III 出席者

【委員】金出委員、長尾委員、光井委員

【事務局】菅原緑地景観課長、中山景観・プロジェクト担当部長

山崎屋外広告物担当課長、竹内景観担当課長

IV 議事次第

1 開 会

2 議 事

<審議事項>

- ・「東京都選定歴史的建造物」の選定候補の追加と進め方について

<報告事項>

- (1) 平櫛田中邸について
- (2) 東京都選定歴史的建造物の選定状況について
- (3) 東京都選定歴史的建造物の現状変更について

3 閉 会

V 配付資料

資料1 東京都景観審議会歴史景観部会委員名簿

資料2 「東京都選定歴史的建造物」の選定候補の追加と進め方について

資料3 平櫛田中邸概要

資料4 東京都選定歴史的建造物の選定状況について

資料5 東京都選定歴史的建造物の現状変更等について（令和元（2019）年度）

- 参考資料 1 東京都景観計画―美しく風格のある東京の再生―
- 参考資料 2 東京都選定歴史的建造物と特に景観上重要な歴史的建造物等
～歴史的な資源を生かした景観づくり～
- 参考資料 3 歴史的景観保全の指針

○菅原緑地景観課長 それでは定刻になりましたので、本日は御多忙のところ、東京都景観審議会歴史景観部会に御出席いただきましてありがとうございます。

部会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます審議会事務局の緑地景観課長、菅原でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、事務局の職員のほうを御紹介いたします。

景観・プロジェクト担当部長の中山です。

○中山景観・プロジェクト担当部長 景観・プロジェクト担当部長、中山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 屋外広告物担当課長の山崎です。

○山崎屋外広告物担当課長 屋外広告物担当課長、山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 景観担当課長の竹内です。

○竹内景観担当課長 竹内です。いつもお世話になっています。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日お手元にお配りしました資料を御説明いたします。

まず、議事次第がA4で1枚ございまして、あと資料1から5と座席表というふうに紙のものはなっております。

あと、お手元の左側のほうに冊子類がございまして、東京都景観計画の冊子、あと歴史的建造物のパンフレット、あと歴史的景観保全の指針のパンフレット、あと紙ファイルで綴じてございます東京都景観条例、東京都景観審議会運営要綱規則など、机上に置かせていただいております。

全てお揃いでしょうか。過不足等ありましたら、事務局へお知らせください。

お集まりの委員の皆様には、前期に続きまして、本年6月1日から2年の任期で委嘱いたしまして、本日が委員改選後、最初の歴史景観部会となっております。

資料1、東京都景観審議会歴史景観部会委員名簿を御覧ください。

裏面には、参考といたしまして、東京都景観審議会委員名簿を記載しております。

では、名簿順にお名前を読み上げさせていただきますので、御紹介いたします。

まず、東京藝術大学大学院非常勤講師、金出ミチル委員でございます。

○金出委員 金出です。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 日本女子大学家政学部住居学科准教授、是澤紀子委員でございますが、本日は急用のため御欠席と御連絡をいただいております。

続きまして、文化庁文化財第二課調査部門主任文化財調査官、長尾充委員でございます。

○長尾委員 長尾でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 東京藝術大学美術学部建築科教授、光井渉委員でございます。

○光井委員 光井でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 今期も引き続き、御審議をよろしくお願いいたします。

部会の開会に先立ちまして、部会長の選出を行いたいと存じます。

専門部会の部会長につきましては、東京都景観審議会規則第6条第1項の規定に基づきまして、委員及び専門員の皆様のうちから、互選により選出していただくことになっております。

どなたか、御推薦はございますでしょうか。

○金出委員 部会長として、前回に引き続き、光井渉先生にお引き受けいただけますよう、推薦申し上げたく思います。

○菅原緑地景観課長 ただいま、光井渉委員を推薦される御発言がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○菅原緑地景観課長 それでは、異議なしということで、お声を頂きましたので、光井委員には部会長をお願いいたします。

それでは、光井委員を部会長に選出させていただきまして、東京都景観審議会運営要綱第15条第4項に基づきまして、光井部会長に議長をお願いいたします。光井部会長、よろしくお願いいたします。

○光井部会長 何年かやっておりますけれども、慣れないことも多いと思いますが、皆様方の御協力を得ながら進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

初めに、東京都景観審議会運営要綱第15条第5項に規定する、部会長の代理を務めていただく方を指名させていただきたいと思っております。

これまでも、部会長代理を務めていただいた金出ミチル先生に引き続きお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○光井部会長 よろしいようですので、それでは金出委員に部会長代理をお引き受けいた

だきたいと存じます。

○金出委員 はい。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 それでは、令和2年度第1回東京都景観審議会歴史景観部会を開会いたします。

御出席の委員は3名でございますので、東京都景観審議会規則第6条第4項の定足数を満たしているということで、御報告いたします。

それでは、光井部会長、よろしくお願いいたします。

○光井部会長 それでは、審議事項に入りたいと思います。

審議事項について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○竹内景観担当課長 事務局です。

お手元の資料2を御覧いただきたいと思います。「東京都選定歴史的建造物」の選定候補の追加と進め方についての資料です。御説明させていただきます。

こちらにつきましては、背景といたしまして、都選定の歴史的建造物の新規選定数の減という背景がございます。今年度は、こういった社会状況もございまして、現在のところ未定となっております。

また、昨今選定同意が得られないといった事情がございます。こちらにつきましては、主に所有者さんのほうで、改築や増築等の検討をされていると。また、個々の事情によって、なかなか同意をいただけないという状況がございます。

一方で、前回の選定候補の審議から年数が経過しているといった背景もございます。一番前のもので約20年、また直近のものでも5年ですとか3年前に候補化させていただいているといった状況がございます。

また、部会の委員の皆様方からも、過去、調査して候補に挙がらなかった建造物について、改めて見直していくといったことも必要ではないかといった御意見も頂いてございます。

また、区市町村、また所有者から選定依頼がある物件もあるので、そういったものの対応といったものも、検討していかないといけないのではないかといたるところも考えているところでございます。

そういったものも踏まえまして、選定候補の追加と進め方について、部会でお諮りさせていただきまして、進めていきたいというふうを考えているところでございます。

選定基準なのですけれども、選定基準は資料2の裏面に記載させていただいてございま

すが、選定基準を踏まえて、次の選定候補を今回追加する取組を始めたいというふうを考えています。

まず、黒丸一つ目なのですが、「区市町村推薦案件等による選定候補及び選定手順」にさせていただきます。区市町村推薦案件、また②近代洋風・和風建築等案件としてさせていただきますが、いわゆる①以外の既存テーマ案件という形で入れさせていただいてさせていただきます。この二つの案件につきましては、過去にも同様の手順で選定候補を追加してきたといったところがございますが、今回改めて実施していきたいというふうを考えてございます。

区市町村の登録文化財、また景観施策等で位置づけがあるものなどを、区市町村に改めて推薦を依頼していきたいというふうを考えています。

②の案件につきましては、①以外の既存テーマといたしまして、過去に一定の調査、文献等に基づき調査をしましたが、候補としては未選定となったものなどについて、改めて再整理をして検討していきたいというふうを考えています。

選定の手順につきましては、条例改定以降の今までの選定手順と同様に、まず部会の中で選定候補を審議させていただきまして、その後、景観審議会に報告し、所有者の同意手続等に入っていきたいというふうを考えてございます。こちらにつきましては、従前と同じ対応という形になってございます。

一方で、次の黒丸でございます。「個別案件による選定候補及び選定手順【新規】」と書かせていただいておりますが、先ほどの背景でも触れさせていただいたところもございまして、個別案件といたしまして、この上記の①とか②も含めまして、文献または各区市町村の景観施策に位置づけがあるなどのもので、今後、個別に選定する必要があるものが出てきた場合といったケースを考えてございます。当然、①②というのは、ある一定程度の群で検討していきますので、この個別案件につきましては、かなりの少数というのを想定してございます。

そういったことから、選定手続につきましても、基本は上記①②と同様、部会で個別の選定候補を審議の後、景観審議会に報告することを原則といたしますが、選定を迅速に行う必要があるなど、直近の審議会の開催がない場合には、審議会の各委員へ個別に報告を行って対応していきたいというふうを考えてございます。

その際、審議会の委員から、その選定候補について疑義の御意見等を頂いた場合には、改めて部会の中で再審議といたしますか、改めて一度立ち止まって、審議をしていくといった手続を記させていただいております。こちらにつきましては、この案で部会の先生方

からも御了解いただければ、年明けの1月中旬に景観審議会のいわゆる本審を予定してございまして、この選定候補の追加と進め方について、改めて審議会で審議をいただきたいというふうに考えてございます。その後、御了解いただければ、この①②③の案件を選定する作業といいますか、取組に入っていきたいというふうに考えています。

お聞きいただきまして、別紙に選定のスケジュールの予定といったものを記載しています。こちらにつきましては、先ほど口頭で御説明させていただいたものを少しフロー図に落とさせていただいてございまして、左側、12月15日、本日ですが、部会の中でこの選定候補の追加と進め方について、お諮りさせていただきます。のち、年明けの1月に予定しています本審の中で、改めてこの追加と進め方の考え方について審議いただきたいというふうに考えています。その後、①区市町村案件につきましては、推薦依頼の手続に入っていきたいというふうに考えています。

そして、令和3年度以降になりますが、この部会を開催する中で、区市町村の推薦案件の選定を審議していただきたいというふうに思っています。

②近代洋風・和風等建築案件、①以外の既存テーマの案件につきましては、新年度になりましたら、改めて過去の経緯、調査をもう一度我々事務局のほうで整理をしていきたいというふうに考えています。候補案件の調査を行いまして、ある一定程度整理ができましたら、またこちらの部会の中で選定候補について御議論いただきたいというふうに考えています。

③個別案件につきましては、今後この進め方、追加の考え方と進め方の御了解をいただいた後に、個別に対応するような案件が出てきた場合には、その候補案件の調査を進めながら、先ほど申し上げた手順の中で進めていきたいというふうに考えています。ただ、こちらにつきましては、かなりの少数というのが想定されます。どれだけのものが出てくるか、現時点では未知数なので、また委員の皆様方と御相談しながら、こちらは進めていきたいというふうに考えています。

資料2の説明は以上になります。

ちょっと説明、省略してしまいましたが、資料2の裏面には過去に審議会で答申いただきました歴史的建造物の選定基準を参考に記させていただいてございます。制度としましては、平成10年に建造物の選定基準というのを答申して、示させていただいているのと、平成28年に土木構造物選定基準というのが最後に基準として整理されまして、現時点では、歴史的建造物を選定する際の基準というのは示されているといった中で、個別の建造物の

審議については、個々の、我々こちら今日開催している部会の中に委ねていただいているといった状況でございます。ですから、その規定の手順の中で進めさせていただこうというふうには考えているところです。

説明は以上です。

○光井部会長 懸案になっていた事項かと思えます。

どのように進めてきますかね。まず、個別のことで質問等がございましたら。

○長尾委員 ①②③という一つの考え方の整理ですけれども、基本はやはり、従来どおり①②というところで進めていって、③というのはあくまでもイレギュラーなものという認識でいいですね。

○竹内景観担当課長 今、委員の御指摘のとおりを考えてございます。基本的には、①②でおおよその部分をカバーしていくというふうには考えています。ただ、所有者さんの御事情で、例えばどうしても①②はある一定程度の群を抽出するので、ある一定期間の選定までの作業がかかってしまうのですが、所有者さんの御事情のほうで何か迅速に対応する必要がある場合などは、③といったものが出てくるのかなというふうに考えています。

○長尾委員 すみません、重ねてですけれども、その特殊な事情というのは例えばどういうことを指すのですか。

○竹内景観担当課長 ちょっと我々事務局も、ちょっと議論したのですけれども、例えば選定が5年先になりそうだとか、ある程度長期になった場合に、先に改修みたいなことを考えていらっしゃる方もいるのではないかとこのように考えていまして、先に選定するというのであれば、少しそちらの選定のほうを視野に入れてくださる方も、こういった御事情だから出てくるのではないかとこのようにございます。

また、先ほどお示ししました基準の中で、原則として建設後50年を経過したのものといったものもございまして、またこれから選定の①②の作業を進めていく中で、別個でちょうど新たに50年経つような、今まで若干俎上に挙がらなかったようなものも、場合によっては対応していくことも考えられるのではないかとこのように、現段階では想定なのですが、そういったことを考えています。

○金出委員 関連して私も同じ疑問を抱きました。選定を受けたい理由というのが何なのか。助成金とかがなくても都の選定を受けたいというのは、例えば文化庁の制度の登録文化財みたいに歴史的な価値があるということ、一つのステータスとして得たいのか。資料を頂いているものの中に、そのような例はあるのでしょうか。あるいは、建物が都の選

定を受けていれば区市町村の補助金を入れやすいとか。一生懸命こちらで選定しようとしているのに選定できないものがある一方で、選定してほしいと言われるものがあることには、どういう事情があるのですか。

○竹内景観担当課長 選定に同意いただける方の御事情ということ。

○金出委員 選定してほしいというような。

○竹内景観担当課長 してほしいという方ですか。

今のところ、個別に来ているというのは、後ほど紹介するのがあるぐらいなのですが、恐らくその地域で今までなかなか我々のほうで気がつかなかった案件で、その所有者がそれなりに建物を保存したいという御意向が強い方が、もしかしたらいらっしゃるのではないかといたったところは考えています。

○光井部会長 ちょっとよろしいでしょうか。

まず、①区市町村推薦案件なのですが、これ今、「登録文化財や、景観施策等で位置づけのあるもの」という縛りがかかっているわけなのですが、それ以外に、例えば区市町村のほうで突発的に何かこれが景観的にお墨つきをもらいたいというときには、③個別案件というような形になるのでしょうか。

○竹内景観担当課長 先ほど、長尾委員からも御指摘のあったとおり、基本①の区市町村推薦案件で進めていきたいと思えます。ただ、推薦に当たっては区市町村さんからも少し前向きなことを、今後例えば景観計画に何か位置づけたり、何か保存に対する取組を区市町村さんのほうでも主体的にやっていただくような意気込みじゃないんですけど、その推薦理由的なものをしっかり明確にしていいただければ、我々のほうで少し検討させていただきたいというふうには考えております。

○光井部会長 と申しますのは、景観団体になり、景観計画が作られたというのは割と最近のことになりましたから、そこで何らかのポイントを打たれているものは、今回たくさん、ある程度一定の数あると思うんです。ただ、やはり区市町村の場合であれば、担当者の思いとかもありますので、今回はパスしてしまった。けれども、ちょっと経った後に、個別に出したい。そのときに、今回のような手続を踏むと、1回網を掛けてやったものから1回外れてしまうと、もう次のチャンスがなかなかないわけですので、そういうときには③でいけるのかなという区市町村のほうからの推薦があればというふうに思ったのですが、それはそういう理解で。

○竹内景観担当課長 ええ、部会長の御指摘のとおりです。ある一定の5年くらいのサイ

クルで、群の中に乗ってこないものは③で対応したいと。

○光井部会長 ③で出てくるのですね。分かりました。

もう一点は、②番なのですけれども、これ「文献等に基づき調査をしたが」というのは、前回、平成10年の段階でやった文献ももう一度見直してみるということですね。

○竹内景観担当課長 はい。ちょっと今後、資料からの整理になりまして、何件くらいになってくるのかというところから、ちょっともう一度洗い直してみたいというふうには考えています。

○光井部会長 それから、その後のことを考えてみると、東京都の近代和風調査はいつでしたっけ。10年ぐらい前ですよ。

○長尾委員 それぐらい経ちます。

○光井部会長 それは多分、前のときには全く入らなかったものだと思います。

それから、各区市町村の中で、私が知っている限りでも、府中とか、たしか。江東区はあったかな。東大の藤井先生のところでありましたよね。どこでしたっけ。立川でしたっけ、府中でしたっけ。

○長尾委員 全域調査みたいなことをやっていますね。

○光井部会長 やっていますよね。それがあつたり、まだ他にも個別に学会等で発表されたものがあるので、それを一度、全部さらってみるというのが必要かと思うのですが、結構大変な労力かなという気がします。誰も多分、全貌を知らないというところがありまして。何らか委託をしなければ難しいのではないかなという気が、ちょっとするのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○竹内景観担当課長 部会長の御指摘のとおり、こちら資料2の別紙にもあるとおり、②につきましてはR3年度以降、この既存候補案件の調査ということで、少し長めの作業フローを取ってまして、まず、どのぐらい母数があるのかというところからの調査になりますので、委託前提で今、検討しているところでございます。

○光井部会長 候補の候補がどれぐらいあるかということなのですから。

そのときに、どのようなものは拾うかというのを事前にちょっと、ワーキンググループみたいなものでもいいので、話し合いをできればというふうには思っております。といいますのは、学会等で発表されたものみたいなことと言うと、審査が全く通っていないものもあるんで、どんなふうにしていったらいいのか。候補の候補だからいいんですかね、全てそれは。

じゃあ、ちょっとそういうワーキンググループのようなものをつくってもらいたいという事だけはお伝えをしておきます。

それから③番、二人の先生と全く同じなんですけれども、要はこの個別案件の具体的な起案は誰がどのようにするのかというの、少し最終的に歴史景観部会にかけるためには、事前に何らかの調査が終わっていることが必要になりますよね。これは間違いなく。危惧というか、この制度のことを承知になった方が、個人として私の家どうですかって、ぼっと提案をされてきたときに、どんなふうに対応するのかというの、あんまりあり得ないことなのかもしれませんが。

それと、逆に速やかに反応しなきゃいけない部分というのは、どういうふうに起案をしていくのかなというのがちょっと気になりました。

○竹内景観担当課長 ちょっと我々も、これ新しいテーマで想定になってしまうんですけども。

○長尾委員 起案ですよ。

○竹内景観担当課長 進めるタイミングということで、選定の候補が想定されてきた場合、まずは事務局のほうで既存の資料等を所有者等の方の御協力を頂きながら、まずは収集して整理していった中で、ある程度そろったら一度部会を掛けさせていただいて、足りないもの、選定基準というのがまず一つあります。それで、そもそも現地の建物といったものがどういったものかというのは、まずは文献、なければ所有者さんからの御協力で整理いたします。

それで一度、部会の委員の方々に御相談して、それで足りていれば審議の俎上に挙げますし、足りていないようですと、場合によっては現地調査などで歴史的な価値等を判断していくようなことになろうかというふうには考えています。

○光井部会長 仮定の話なのですが、全くこの選定基準に明らかに当てはまらないものが、お話が持ち込まれた場合には、もう事務局側で、これは明らかにあれですからと対応する。問題なのは多分、街中であってみんな割とよく知っているけれども、あまり調査も行われていなかった。それがあの日、壊されることになってみたいところから、市民運動なんかが起きてきた。それがあつて程度まとまったみたいなきには、どのタイミングで、どういうふうにするのか。つまり、選定基準に当たっているかどうかははっきり分からないような状況の中で、どういうふうに起案をしていくのかなと、俎上にのせていくのかなというのが。

○竹内景観担当課長 この都選定の制度自体が、所有者さんの同意が前提になりますから、まず我々としては、その所有者さんの保存の御意向といったところを、まず、重点的というか、第一義的にはその視点も必要なのかなど。

○光井部会長 所有者はもちろんオーケーをされていて、周りもいいのだけど、いわゆる文献等といいますか、調査がないような状況のものというのは、どんなふうに。先にじゃあ、調査をしてくださいということを所有者さんにお願いをするのかな。

○竹内景観担当課長 ある程度、所有者さんの御協力も頂きながら、俎上に挙げるかどうかというのは検討していく必要があるかというふうには考えます。

○光井部会長 事務局のほうで、これは合致していると、もう前向きだというふうであれば、我々のほうに直接の依頼をしていただいても構わないような気もするのですね。そこで一応、調査をするとか。それでは駄目ですかね。やり方としては。

○竹内景観担当課長 多分、この③の個別というのは。かなり少数、そういったことが想定されるので、進むに当たっては、初期の段階から各委員の先生方には御意見を頂戴しながら進めたいというふうに思います。

○光井部会長 そのときの調査の有無のことを、ちょっと問題にされていて。どうしたものだろう。

○事務局 今、御指摘頂いたように、まずは一番最初に、所有者様や区市町村がご自分で歴史的価値を提示できるかというのが、まずございまして、もしそれがかなわなかったときは、先生方に調査のほうを御依頼といいますか、御相談する場合もございましてという流れでございまして。

○光井部会長 その上で、何らかのレポートを作って、この会議にかけるという段取りですね。了解いたしました。

ちょうど世田谷区内で、洋館で1件、それに近い状況があるかと思うのですが、あれも一切、学術的な調査がたしかなかったかと思います。ただ、周囲の認知度と景観に対する貢献度は、私も横のほうを見に行ったのですが、これはもう間違いないというふうに思ったものですから、どんなふうにかけるのかが、ちょっと気になったぐらいです。

○金出委員 文化庁寄りの話ばかりで申し訳ないのですが、今、「文化財活用地域計画」というものが、東京都の場合は区市町村によって策定されているところが年に数件ずつ出てきていると思います。そうすると、何千件もの建物を行政団体でリストに挙げていて、優先順位をつけているところがあるのかもしれませんが。それも含めていくと、母数

というのは本当に無限大になってくる。その中で優先順位をつけることができるのは、もしかしたらリストをつくった行政の人が一番よく分かっているから、その方の御協力を得る。そういう体制ができれば、今、光井先生のおっしゃったように、まだ都側の誰も見ていないものについても、地元ではここまで分かっているということが把握できると思うんですね。なので、前回膨大なリストが作られたときから、また選択肢がすごく増えている状況になっていると思うので、どうするのがいいのか。今や路頭に迷うほど母数が多くなっていると感じました。

○竹内景観担当課長 ②の案件を進める上では、そういったものも踏まえて、先生方の御意見も頂戴しながらということと、あと、区市町村の連絡会議といったものも組織していますので、そういったものも活用しながら、ちょっと情報を頂きながら、整理できればいいかなと思っています。

○光井部会長 やはり、今回のような事例を増やしていこうということを考えると、区市町村の景観行政が、やはり一番大きいので、そこでどのように考えているかということが。もちろん、所有者さんの意向が一番大きいのですが、その次はそこに該当していくので、その辺のところをじっくり見られるようにしたいなというふうに思います。

土木遺産のときには、地図で、どのような範囲で見えるかというのを、一個一個一応見ながら、家に帰って宿題みたいな感じで見ながらやっていたような記憶があるのですが、ああいう作業をより多くの物件でやるとなると、相当な手間だなという気は、ちょっといたしました。

他に何か、この件に関してございますでしょうか。

今、区市町村の方で、景観施策等で位置づけのあるものというのは、どのぐらいあるというふうにお考えでしょうか。

○事務局 景観計画を作られている区市町村さんが、ほぼ、何と言いますか、管轄内の歴史的建造物というような位置づけはあるかと思うのですが、まだまだ景観計画を策定されていない区市町村さんが多いですので、まだ数は把握してないですが、これからヒアリングを行って、進めていきたいと思っております。

○光井部会長 例えば、区市町村が景観計画を作るたびに、それを一個ずつこの会議に掛けていくという手もあるかなという気もちょっとしたものですから、ちょうど①と③の間ぐらいの話ですね。

それと、各区市町村での景観計画を拝見したことももちろんあるんですけど、その中で、

割とあっさり書いてあるんですね。建物名がさっさつと。それで、どのような感じなのかなという、どういう区市町村のほうで、その建物の所有者との関係を取っているのかとか、よく分かんないものもあるので。すごく大事な反面、ここからリストアップしていくのって大変だなという気もちょっといたします。

ほかに何か。

○長尾委員 もう一点だけよろしいですか。

区市町村から推薦を頂くって、いろいろな考え方があると思うのですけれども、今2020年になって、今度2021年になりますけども、今、基準として50年というところを狙っている中で、やはり前回も多分、もう少し幅広にという見方をされたと思うのですけれども、少し前倒しぎみに、あと何年かすると俎上に挙がってくるようなものというもので重要なものというものがあれば、それは積極的に挙げておいてと、むしろ積極的に言っておいたほうが良いような気がして。このごろ、まさに1970年代に造られたものが失われていくということが非常に目立ちます。という意味で言うと、やはりそこを景観上、区市町村がどう見るかということは少し誘導しておいたほうが良いような気がしています。

○光井部会長 ありがとうございます。

本当にそうですね。70年代のものは当たり前なので、全くみんなは当たり前に見ているのですけれども、壊されて初めて問題になることが。景観的には、やはり公共の70年代のものってすごく意味合いが大きいものが多いですから。60年代の終わりから70年代の終わりぐらい。たしかにそうですね。

DOCOMOMO関係のものをここで審議したときに、ちょっとそういう議論があったかと思えます。

○金出委員 台帳の管理についてですが、例えばデータベース上に記載されているものを該当しなくなったから消すということになってしまうと、経緯が分からなくなってしまいます。昔の台帳だったら、二重線を引いて、いつ消したとかという記録が分かるのですけれども、1回候補に挙がって、何らかの事情で除去されるものについては、まだ5年、10年だったら御担当者がいらして、あのときはとか思い返せるのですけれども、この制度が何十年運用された後になってきますと、それが分からなくなってしまいます。それで、過去に候補に挙がった、打診したいと思ったという、そのこと自体が一つの事実となって、また振り返ることができるようなシステムが望ましいと思います。せっかくこのプロセスを経ているので、同意を得られなかったという10年後に忘れられるよりは、都の台帳自体が

資産として継承されるような、選定候補になったこと自体もわかる情報管理の方法というのは、どうやったらいいのか。地番についている情報になるのか、どうしたらいいのでしょうか。埋蔵文化財だったら周知の遺跡などの範囲を指定して、包括的に都市計画図の中にプロットされていれば建設行為があるときに把握できる。そこまで個人のものに対して影響を及ぼすことができるのか分からないのですけれども、今、この候補という言葉で思いました。今はどういうふうに管理されているのですか。

○竹内景観担当課長 今回、この②をもう一度再検討するというのが一つ、ポイントになってきて、一番当初に平成10年、11年で最初に選定したものを、改めてそのときに俎上に挙がらなかったものを、20年前の資料ちょっと引っ張り出して、整理していくということの中で、今、先生に御指摘いただいたようなところも合わせて、整理していけるいいチャンスが出てきたのかなというふうには思っています。

○金出委員 大変な作業ですけど、今だったらできるけど、10年後はもう多くなり過ぎているし、分からなくなってしまうかなと思いました。

○竹内景観担当課長 ありがとうございます。

○光井部会長 10年前にどのような作業をしたかも含めて、一度やはりその具体を、我々も含めてですが、所有者さんに検討する場をつくっていただければと思います。半日ぐらい開けて、ちょっとじっくり見たいような気もいたしますので。

そのほかにはございませんでしょうか。

おおむねこの方針というのは、非常にいいことだなと。それで、今後このままで行けば、母体が少なくなって断られたのが増えていくわけですから、どんどん減っていくことは間違いないので、こういうことをやらなければならないでしょうし、しかもそれは単に落ち穂拾いではなくて、新たに価値が見出されたというのは、東京都が景観条例を作ってからの間というのは結構大きいと思いますので、その間に視野に入ってきたもの、特に景観行政団体の意向というのをとにかく生かしながら、歴史的建造物の特定を済ませていきたい、ぜひ進めていきたいというふうに思っております。

その上で、さっき委員の方からもありましたが、先ほどの50年前後の問題、50年経ていないけれども、視野に入っているものは積極的に挙げてほしいということ。それから、具体的に、どのような文献等があるのかということのリストアップを、少しワーキンググループ的に扱いたいということ。それから、それも特に台帳の管理方法なども含めて、ちょっと検討させていただきたいということ。その辺りでしょうか。個別案件に関しては、出

てみないと分からないところもあろうかと思imasるので、幾つかこういう道もあるということ、了解していきたいと思うのですが。先生方、それでよろしいでしょうか。

それでは、ちょっと早いですけれども、もう質問等はございませんか。大丈夫でしょうか。

それでは、委員の皆様のご意見を踏まえて、事務局で調整していただいて、その結果を確認するというので、審議事項については了承ということにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ちょっと審議事項が早く進んでしまったのですけれども。

では、続いて報告事項に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

まず、報告事項（1）平櫛田中邸についてについて、御説明をお願いいたします。

○竹内景観担当課長 資料3を御覧いただきたいと思います。こちら、平櫛田中邸といったものでございます。

場所は、小平市に所在しているといった案件で、写真は御覧のとおりといったことなのですが、玉川上水のすぐ脇に存在している建物で、現時点では、小平市さんが所有されていまして、記念館として一般公開している建物でございます。

こちら、先ほどの審議事項とも関係するのですが、所有者さんのほうは、少し都選定歴史的建造物といったものに御関心を示されていただいておりますので、今後、所有者さんと調整しながら、先ほどの件でいくと、①とか③の中でどういう対応ができるかといったことを、今後考えていきたいなと思っています。現時点だと、所有者さん等の中で、図面とか既存の資料といったものを今、どういったものがあるかをお願いしているような状況でございます。

簡単ですが、説明は以上にはなります。

○光井部会長 この案件は、先ほどの③に該当するような事例になり得るかもしれないということで、ちょっと聞いておくということですね。

○竹内景観担当課長 はい。

○光井部会長 1969年ですか。これはどのようにして、今、こちらのほうに情報が上がってきたのでしょうか。

○事務局 こちらのほう、こちらの平櫛田中邸に併設されております、平櫛田中美術館さんから、小平市の施設になるのですけれども、そちらのほうから選定の依頼という形で、本年度中頃にございました。

やはり何と言いますか、こちらのほうを活用、施設を活用していくに当たって、東京都選定の歴史的建造物ということで選定を受けられれば、そういった保存の後押しですとか、そういったことにつながるということで、依頼のほうをされた次第です。

○光井部会長 ですから、そういう物件が来れば、先ほどの③で扱うということになるのだろうと思うのですが、結構知れ渡るとありそうな気もするんですね。特に、公共が既已取得している、特に住宅地なので、一般の住宅を寄贈されて、そのまま美術館的になっているものって、世田谷区なんかには随分たくさんあって。しかもそれが、街並みに溶け込んでいると同時に、中にも入れるので、非常に認知度と、いわゆる街路景観だけじゃなくて、記憶も含めた景観上を占めている位置は非常に高いものが多いので、これに類するものはいけるのであれば、増えるのではないかという気も、そこはするんですね。周知されればですが。

○事務局 今後ちょっと、区市町村のほうにもヒアリングしてまいりますので、今お話しいただいたところも、もしかしたら出てくるかも。なるべくそういったところを、こちらからどうでしょうかというのも、お話していきたいと思っております。

○光井部会長 世田谷なんかの場合は、区が所有じゃなくてNPOの管理……

○菅原緑地景観課長 世田谷トラストですね。

○光井部会長 世田谷トラストのものが多いですよね。かなりの数ありますよね。世田谷トラストが管理している、こういう物件。

○菅原緑地景観課長 猪股邸ですね。

○光井部会長 猪股邸なんかもそうですね。それもあるし、成城エリアだったら、もう一個アトリエが。

○菅原緑地景観課長 駅にもっと近いほうですね。

○光井部会長 岡本にもございますし、随分こういう物件って増えてきているなという気がするのですがどこかしらで積極的にお墨つきと言ったら変ですけども、いいような気もするんですけども。

何か御意見はございますでしょうか。

○長尾委員 この物件に関しては、どれぐらい情報としては整っているというふうにお考えですか。例えば、この会にどういうタイミングで諮れる可能性があるかという見通しでもいいですけど。

○事務局 先日お伺いしたときに、いろいろ御指導いただいた内容について、今、こちら

の美術館さんの学芸員さんとやり取りしております、歴史的価値、主に景観上の観点からどうかというところと、あと移築されていたりとか、一部取り壊しがいいかですとか、今後の改修はどうかといったような細かいところを、今、先方の担当者さんにお問い合わせしております。まず、それが返ってきて、中身を精査させていただいた上で、一度お話しできればと考えております。

○長尾委員 もうかなり③という形でいけそうなスケジュール感になってきていますか。

○事務局 はい。もしかしたら、並行してやっている①のほうになる可能性もありますね。

○光井部会長 もし図面等がなくて、必要であれば、相談いただければ我々のほうで対応もできるかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。

○光井部会長 平櫛田中は美術学校、藝大の名物の先生で、谷中にも1件本宅があり、岡山にもありますけれども。この関係であれば、藝大関係者は何かをしなければいけないのではないかという気もいたしますし。

○金出委員 追加でよろしいですか。

この時代になると、図面類を含む建築確認時の書類が、地元の行政管轄の部署あるいは組織に残っている可能性も高いと思います。所有者の方ご自身で探し出すことができなくとも、時代としては図面がある可能性がある。あと、本件は著名建築家だということもあるので、設計図が見つかるかもしれません。

○光井部会長 大江先生の事務所は継承されているので、図面が残っているかもしれない。

○金出委員 可能であれば都のほうから所有者に対して、ここに当たってみたらと、アドバイスされてもよいかと思えます。使われている間に随分変わっているかもしれないし。

○光井部会長 でもこれも航空写真を見ると、確かに景観的にもすごく意味がある感じがすね。前を毎日歩いている人にとってみると、元のこの辺りの雰囲気最後の姿という感じがしますし。

これについては、これでよろしいでしょうか。他に何かございますでしょうか。

それでは、報告事項(2)、それから(3)について、続けて事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○竹内景観担当課長 続きまして、報告事項の2点目です。資料4を御覧いただきたいと思えます。

都選定の歴史的建造物の選定状況といったところでございます。

こちら、冒頭でもありました背景にもありますように、結論から言うと、今年度は、昨年度頭に一軒、新たに同意で増えているといったところなのですが、資料4を御覧いただきたいのですが、1番としまして、平成11年から平成22年の選定された候補、185件の答申をいただいているのですが、そちらの中からは選定数は79件であるといったところ

です。その後、追加で戦後単体といったテーマで選定した候補、37件ございました。こちらは9件が同意いただいて、選定済みとなっております。そして13件は、残念ながら所有者さんの同意をお断りいただいたといったところで、調整中の12件中というのは断られてはいないといったところなので、またタイミングを図りながら、所有者さんに御相談に行きたいと考えているものでございます。

また、3番のエリアを考慮した選定といったことで、19件の候補を頂いていますが、その中から5件選定してございます。こちら8件、まだ断られてはいる物件がござい

ますので、同意に向けて、所有者さんと御相談に行きたいというふうに考えています。4番、最後の土木構造物として、こちら候補54件、選定数が3件、辞退が15件、調整中が30件といったところございまして、こちらは令和元年に日光橋が、これは福生市にあり

ましたね。福生市の日光橋を同意いただいて、選定させていただいているといったものです。過去に候補として答申いただいたものの対応につきましては、引き続き、先ほどの新たな追加と合わせて行なっていきたいと思うのですが、特にこの土木構造物、調整中の30件、まだ同意いただける可能性はありますから、そういったものを少し重点的に、まずは取り

組んでいきたいというふうに考えています。

資料4の説明は、以上になります。続きまして、資料5も続けて御説明させていただきます。こちらは、「都選定歴史的建造物の現状変更等について」といったところでございます。

前回の部会以降で、都に出されました現場変更の届出があった建造物について、リスト化させていただいてございます。

1番としまして、東京藝術大学の赤レンガ1号館。現状変更の内容につきましては、経年の劣化に伴う門柱・塀等の補修といったものでございます。

2番目につきましては、伊勢丹さんの本館でございます。外壁修繕、既設外壁等の更新といったものでございます。

3番目が日本基督教団の教会です。こちら劣化した大谷石の補修、ツタの除去といったものです。

4番、ルーテルセンタービルは、外壁の浮き処理及び塗装等でございます。

5番が、この山門につきましては「き損」ということで、台風によりまして、扉が破損されたといったことで、現在修理中ということをお願いしております。

最後に、カトリック築地教会さんは、こちら耐震、またバリアフリー化と。一部、劣化に伴う補修といったものを行っているというふうに出がされてございます。

裏面を御覧いただきたいのですけれども、現状変更の例といったことで、御協力いただいて、ちょっと写真を載せさせていただいております。

上段が伊勢丹本店さんの現状の変更前、変更後ということで、外壁の修繕に伴って、看板も一部を撤去していただいているといった状況でございます。

下段が、3の安藤記念教会の例でございます。劣化した大谷石の外壁を補修、またツタを除去して、美化されている状況でございます。現状変更等の御報告は以上になります。

○光井部会長 以上でしょうか。それではまず、資料4のほうから、御意見等ございましたら。何か質問等。

じゃあ、ちょっとよろしいですか。

越境って何でしたっけ。戦後単体の。

○竹内景観担当課長 恐らく、建築物自身が、ちょっと道路に突出している案件があったかと思います。

○光井部会長 土木に関しては、こういういろんな関係者の手続があるので、まだまだ時間がかかると思うのですが、調整中の30件が。これは少しずつ上がってくるのではないかなという気もいたしております。

戦後単体のものとかは、所有者さんはどのように、こちらから話を持って行ったときには、反応はどんな感じかというのはございますでしょうか。やはり、びっくりされるかたが多いですか。

○事務局 そうですね。議事録を見ますと、やはり協力したいのは山々なんだけれども、改修を控えていたりですとか、そういったところで。また、伺ってもいいですかとお聞きすると、それは構いませんということだけで言っただけの方もいらっしゃるのです。

○光井部会長 はっきりしないという感じ。

○事務局 そうですね。そういったところ、なるべく同意いただけそうなところから当た

っていけたらというのは思っております。

○光井部会長 ヒルサイドテラスは、物すごく知名度、それから景観への貢献もあるので、あれが東京都選定歴史的建造物になっているということの事実がすごく大きな宣伝になるかと思います。華のある件ですので、他でも、これもそうなんだというふうに、積極的にアピールしていきたいなというふうに思っています。

資料4については、何かございますか。

それでは、資料5の現状変更等について、質問等ございましたら。

○長尾委員 裏の写真の3番の安藤記念協会なのですが、とてもきれいになったように見えるのですが、石はどういう措置をされたか分かりますか。

○事務局 石のほうにつきましては、まず劣化度の調査をされていて、なるべく劣化の少ないものは利用していくということでやっていただいております。ただ、どうしても安全性の面で、剥落したりですとか、そういった危険のあるものについては、石自体を交換して換えるという形でやっていただいております。

○長尾委員 じゃあ、古い石を外して新しい石に入れ替えるという、そういう操作をやっている。

○光井部会長 前後で石を見たのですけれども、むしろツタを刈ったことのほうを気にされている方とか、ラジオで何か、それを話していたかな。ツタって大きいんだなど。甲子園もちょっと切っただけで、すごい叩かれていましたから。

○事務局 ツタ自体が、やはり傷みを激しくするというで。

○光井部会長 そうですね。ツタが生えていて、いいことはないのでしょうか、ツタが生えている雰囲気は喜ばれる方も多いですし。

○事務局 そうですね。印象は変わっておりますね。

○光井部会長 あと他に、この4番、5番に関してございますでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、ちょっと時間が随分早くなっちゃいましたが、それでは以上で、本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。よろしいですね。

じゃあ、事務局に進行をお返ししたいと思います。

○菅原緑地景観課長 では、これもちまして歴史景観部会を閉会いたします。

本日は、光井部会長、委員の皆様方、本当にありがとうございました。